無線工学	無線通信装置	アマチュア業務のための無線通信装置	無線電話及びその他無線通信装置	初歩	A	B
		付加装置	ＴＮＣ、ファクシミリ、テレビジョン及びＲＴＴＹ（専用ソフトウェアを含む。）	初歩	C	C
	電波障害	電波障害の対策	ＴＶＩ、ＢＣＩ、テレホンＩ、アンプＩ及びそれらの対策	初歩	A	B

注１　養成課程ごとに実施するものとする。

２　「基礎」、「概要」及び「初歩」の表示については、動作原理及び理論について講義するものを「基礎」、実際の設備及び機器について講義するものを「概要」、動作原理並びに実際の設備及び機器のうち、アマチュア資格について講義するものを「初歩」とする。

３　養成課程別の授業の要否及び程度の欄中、空欄は、その養成課程において授業科目の該当の項目の授業を要しないことを示し、「A」、「B」及び「C」の表示は、その養成課程において授業科目の該当の項目の授業に要する程度について、次のことを示す。

A‥‥‥‥重点的、B‥‥‥‥普通、C‥‥‥‥簡単

４　「２　海上資格」、「３　航空資格」、「４　陸上資格」及び「５　アマチュア資格」の授業科目及び内容の分類（資格別専門科目）の項目については、それぞれの養成課程の全資格共通の授業と密接な関係のある部分において、特化した内容の授業として実施するものとする。

別表第三号を次のように改める。

別表第三号　法規

授業科目	授業内容	授業内容の要旨	授業内容の詳細	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士	第一級海上特殊無線技士	第二級海上特殊無線技士	第三級海上特殊無線技士	レーダー級海上特殊無線技士	航空無線通信士	航空特殊無線技士	第一級陸上特殊無線技士	第二級陸上特殊無線技士	第三級陸上特殊無線技士	国内電信級陸上特殊無線技士	第三級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
				養成課程別の授業の要否及び程度(注)													
電波法令	電波法の目的			A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	無線局の免許	無線局の開設	免許制度	B	B	C	C	C	C	B	C	C	C	C	C	C	C
			欠格事由														
			申請及びその審査	A	A	C	C		C	A	C	C	C	—	C	C	C
			予備免許														
			工事落成後の検査	B	B	C	C			B	C	C	C		C		
			免許の付与又は拒否														
		免許の有効期間	免許の有効期間及び再免許	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
	免許状記載事項及びその変更等		免許状記載事項	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C
			指定事項又は無線設備の設置場所の変更等														
			変更検査	C	C	C	C			C	C	C					
	免許の承継			C	C					C							
	免許の特例等（特定無線局の免許の特例、包括免許を含む。）			C	C					C		C	C	C			
	無線局の登録制度											C	C	C			
	無線局の廃止		廃止届、電波の発射の防止及び免許状の返納	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C		C	C
無線設備	電波の質		周波数の偏差、幅及び高調波の強度等	B	B	C	C	C	C	B	C	C	C	C	C	C	C
	電波の型式の表示等		電波の型式及び周波数の表示方法													C	C
	送信装置		具備すべき電波	A	A					A							
			周波数安定のための条件													C	C
	受信設備		副次的に発する電波等の限度	C	C					C							
	送受信空中線		型式及び構成等	C	C					C							
	安全施設		電波の強度に対する安全施設									C					
			高圧電気に対する安全施設	B	B					B		C					
	保護装置		電源回路の遮断等の保護装置														
	周波数測定装置の備付け			C	C					C						C	
	船舶局の特則		計器及び予備品の備付け	C	C	C	C										
			義務船舶局の無線設備の機器及び条件	C	C	C	C										
	遭難自動通報設備			A	A	C	C	C									
	航空機用救命無線機									C	C						
	有効通達距離									C							
	衛星通信設備		インマルサット船舶地球局の無線設備	C		C											
			航空機地球局の無線設備							C							
			小型地球局の無線設備									B	B				